

第 1 期 定時株主総会招集ご通知

平成27年6月26日(金曜日)午前10時



場所

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

郵送による議決権行使期限 平成27年6月25日(木曜日)午後5時到着まで

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策

(買収防衛策)の継続的導入の件

目次

○第11期定日	持株主総会招集ご通知		1
(添付書類) ○事業報告			2
○計算書類		••••••	21
○監査報告			27
○株主総会参			31

- ◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.html)に掲載させていただきます。

証券コード 6674 平成27年6月4日

株主各位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地株式会社 ジーエス・ユアサコーポレーション 取締役社長 依 田 誠

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール (末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第11期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第11期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続的導入の件

以上

- ◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。
- ◎当日は軽装"(クールビズ) にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第17条の定めに基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

(添付書類)

事業報告(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げに伴なう駆け込み需要の反動減による影響が和らいできているものの、個人消費が伸び悩むなど景気回復の動きは依然緩慢な状況の中で推移しました。

世界経済に目を転じますと、米国経済では年初の厳しい寒波など外部要因の影響はあったものの、堅調な個人消費や安定した雇用などに支えられ回復基調が続きました。一方、中国では投資の低迷などから景気減速傾向の中で推移し、欧州でも失業率の高止まりなど依然として懸念材料が多く、景気は全般的に回復基調ながら力強さに欠ける状況が続いています。

このような経済状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、連結範囲の拡大によるアジア地域での事業基盤強化を図ったことや円安による影響、これらに加えて車載用リチウムイオン電池の販売が増加したことにより、3,697億60百万円と、前連結会計年度に比べて217億64百万円増加(6.3%)いたしました。

当連結会計年度の利益は、車載用リチウムイオン電池の販売増加に伴なう利益改善や、海外における販売価格改善への取り組みなどにより、営業利益は209億14百万円と、前連結会計年度に比べて27億16百万円増加(14.9%)いたしました。これに伴ない、経常利益は223億57百万円と、前連結会計年度に比べて20億24百万円増加(10.0%)いたしました。当期純利益は、連結子会社における減損損失44億円を計上したこともあり、100億43百万円と、前連結会計年度に比べて61百万円の増加(0.6%)にとどまりました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

【報告セグメント】

[国内自動車電池]

売上高は、自動車用鉛電池の総需要低迷や、自動車関連部品の販売が減少したことにより、517億47百万円と、前連結会計年度に比べて51億58百万円減少(△9.1%)いたしました。セグメント損益は、主要原材料である鉛の相場が上昇したことなどにより、23億97百万円と、前連結会計年度に比べて9億12百万円減少(△27.6%)いたしました。

[国内産業電池および電源装置]

売上高は、電力会社の接続保留の問題などにより太陽光発電用電源装置の販売が低迷しているものの、携帯電話の基地局向け電源装置の販売が増加したことや、セグメント情報においてその他事業に含めていた照明・膜事業を組織変更に伴ない国内産業電池および電源装置セグメントに移管したことにより、798億22百万円と、前連結会計年度に比べて5億80百万円増加(0.7%)いたしました。セグメント損益は、主要原材料である鉛の相場の上昇や、太陽光発電用電源装置の販売減少などにより、86億57百万円と、前連結会計年度に比べて35億41百万円減少(△29.0%)いたしました。

[海 外]

売上高は、タイの持分法適用関連会社を前第2四半期より連結子会社化したことに加え、インドネシアの持分法適用非連結子会社を当連結会計年度より連結子会社化したこと、さらに円安による影響などにより、1,837億59百万円と、前連結会計年度に比べて195億7百万円増加(11.9%)いたしました。セグメント損益は、各国の経済状況の影響などで販売数量は伸び悩んだものの、販売価格改善への取り組みや、主要原材料である鉛の相場の下落などにより、107億86百万円と、前連結会計年度に比べて17億90百万円増加(19.9%)いたしました。

[リチウムイオン電池]

売上高は、主としてハイブリッド車用およびプラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売増加により、451億81百万円と、前連結会計年度に比べて126億80百万円増加(39.0%)いたしました。セグメント損益は、26億26百万円の損失となりましたが、操業度が改善したことや合理化の促進により、前連結会計年度に比べて46億17百万円改善いたしました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は3,605億12百万円、セグメント利益は192億15百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、照明・膜事業が国内産業電池および電源装置セグメントに移管されたことなどにより、92億48百万円と、前連結会計年度に比べて58億45百万円減少(△38.7%)いたしました。 全社費用等調整後のセグメント損益は、16億98百万円と、前連結会計年度に比べて7億62百万円増加(81.4%)いたしました。

[事業別売上高およびセグメント利益]

□	4	売上	高	 セグメント利益
区	分	金額	構成比	または損失(△)
	国内自動車電池	51,747百万円	_ %	2,397百万円
	国内産業電池および電源装置	79,822	_	8,657
報告セグメント	海外	183,759	_	10,786
	リチウムイオン電池	45,181	_	△ 2,626
	小計	360,512	97.5	19,215
そ の	他事業	9,248	2.5	1,698
合	計	369,760	100.0	20,914

- (注) 1. [その他事業]の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の 調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでお ります。
 - 2. セグメント利益は、営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、合弁会社の増資資金を有利子負債の返済に充当しましたが、持分法 適用非連結子会社を連結子会社化したことにより、前連結会計年度末に比べて20億32百万円増 加し、821億66百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	X			分		平成23年度 第8期	平成24年度 第9期	平成25年度 第10期	平成26年度 第11期(当期)
売		上		高(百万円])	285,434	274,509	347,995	369,760
当	期	純	利	益(百万円	3)	11,733	5,767	9,982	10,043
1 杉	*当た	り当	期純利	川益 (円)		28.42	13.97	24.18	24.33
総		資		産(百万円])	278,426	290,368	340,462	359,522
純		資		産(百万円	3)	136,221	141,189	154,702	182,187

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く経済環境は、国内では金融緩和政策の継続や米国の利上げに対する期待の高まりにより、円安基調が維持されると見込まれ、輸出企業には追い風となっております。しかしながら、輸入原材料費の高騰や、東日本大震災以後の化石燃料の輸入拡大に伴なう電力コストの負担増加など、国内売上を主体とする企業には不利な点もあり、また、デフレ脱却と経済の好循環継続にむけた政府の取り組みで、多くの企業がベースアップに踏み切ったことで人件費も上昇傾向にあります。一方、海外では、依然として先行きが不透明な欧州経済の影響、シェールオイルの開発による原油価格の急落、あるいは地域紛争リスクの高まりなどによって、為替および株式市場が激しく変動し、不安定な状況が続いています。

国内の製造コストが上昇しても収益を確保するには、生産性を向上させ、また、たゆみない技術革新により高付加価値製品の開発を行なうとともに、より質の高いサービスを提供していくことが必要となります。また、事業の拡大、成長を続けるためにはグローバル市場への展開が必須となる中、多様なニーズを的確に捉え、素早く対応できる柔軟性とスピードが求められます。

このような変化の激しい市場環境のもとで、平成27年度は当社にとって第三次中期経営計画の 最終年度となります。引き続き難しい舵取りが求められますが、「品質」をキーワードにお客様 との信頼関係を深め、経営目標の必達にむけて確実に事業を推進してまいります。

事業別では、国内自動車電池事業においては、製販一体で合理化を推進し、収益を確保できる体制を構築するとともに、一歩先を行く高付加価値製品の提供と勝てる販売活動の実行を推進してまいります。

国内産業電池電源事業においては、既存事業領域の拡大と新エネルギー分野の事業基盤の構築にむけ、新市場、新技術、新商品への取り組みを強化してまいります。

海外事業においては、当社が強みを発揮しているアセアン市場での事業拡大と収益拡大、成長 余力のある新興国市場や未参入市場での事業育成を進めてまいります。

リチウムイオン電池事業においては、事業の自立化を確実なものとするため、これまで培ってきた技術や経験を生かして、品質およびコストの市場優位性を確立し、事業の健全化に努めてまいります。また、各事業部門との連携をより一層緊密にし、広範囲の市場で積極的にビジネスチャンスの獲得を目指してまいります。

また、研究開発・技術部門においては、エネルギー・デバイス・カンパニーへの脱皮にむけた、 次世代技術の研究開発と既存技術をブレイクスルーする新技術の開発に取り組んでまいります。

当社といたしましては、企業理念に掲げる「革新と成長」のもと総力を挙げてこれらの重要課題の達成にむけて、全力を傾注してまいりますので、株主の皆様方のご指導とご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

(**6**) **主要な事業内容**(平成27年3月31日現在)

事	業	内	容	:	È	要	製		
国区	9 自 重	力 車 電	€ 池	自動車用・二	輪車用鉛	香電池、 自	動車関連機器		
国内原	産業電池を	および電源	原装置	据置用・車両 アルカリ蓄電 電池関連機器	用・電動車 記池、産業月 ま、各種照明	用・その作 用リチウム 月機器、紫	也各種用途鉛蓄電 イオン電池、整 対線応用機器、	電池、小型鉛蓄電 流器、汎用電源 その他各種電源	池、装置
海			外	自動車用・二電池、ニッケ	輪車用鉛き ル水素電流	香電池、捷 也、その他	居置用・電動車用 2各種用途電池	鉛蓄電池、小型	鉛蓄
リチ	ウムイ	(オン	電池	車載用リチウ	⁷ ムイオン	電池			
そ	σ.)	他	大型リチウム	イオン電流	也、特殊電	記池、その他各種	用途電池	

(7) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場(平成27年3月31日現在)

当 社	営業所	京都本社(京都市南区)、東京支社(東京都港区)
㈱ G S ユアサ	営業所	本社(京都市南区)、北海道支社(札幌市中央区)、東北支社(仙台市青葉区)、東京支社(東京都港区)、中部支社(名古屋市中区)、 関西支社(大阪市北区)、中国支社(広島市中区)、九州支社(福岡市中央区)
	工場	京都(京都市南区)、長田野(京都府福知山市)、小田原(神奈川県小田原市)、群馬(群馬県伊勢崎市)
㈱ジーエス・ユアサ 営業所 台		本社(東京都港区)、北海道支社(札幌市白石区)、東北支社(仙台市宮城野区)、関東支社(東京都墨田区)、中部支社(名古屋市千種区)、関西支社(大阪市淀川区)、中四国支社(広島市西区)、九州支社(福岡市博多区)
㈱ジーエス・ユアサ	営業所	本社(京都府福知山市)、東京(東京都港区)、京都(京都市南区)
デクノロジー	工場	長田野(京都府福知山市)、京都(京都市南区)
(株)リチウムエナジー ジ ャ パ ン	営業所	本社(滋賀県栗東市)
ジャパン	工場	栗東(滋賀県栗東市)
㈱ブルーエナジー	営業所	本社(京都府福知山市)
	工場	長田野(京都府福知山市)
台湾杰士電池工業股份	分有限公司	本社(台湾)

天津杰士電池有限公司	本社(中国)
湯浅蓄電池(順徳)有限公司	本社(中国)
Yuasa Battery Europe Ltd.	本社 (英国)
Yuasa Battery, Inc.	本社 (米国)
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	本社 (豪州)
PT. Yuasa Battery Indonesia	本社 (インドネシア)
Siam GS Battery Co., Ltd.	本社(タイ)

② 企業集団の使用人の状況(平成27年3月31日現在)

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
14,506名				897名増

(8) 重要な子会社の状況(平成27年3月31日現在)

名称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱ G S ユ ア サ	10,000百万円	100.0 %	蓄電池、電源装置、照明機器、 特機の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ バッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス	301百万円	(100.0) %	出納事務請負、経理、決算事務 請負、金融
㈱リチウムエナジー ジャパン	20,000百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ ブ ル ー エ ナ ジ ー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ フィールディングス	百万円 54	(100.0) %	各種電池販売、電池据付工事 およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824 T NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	287,166千元	(99.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池(順徳)有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery Europe Ltd.	27,500 T STG£	(100.0)%	蓄電池の製造、販売

名	称	資	本	金	出資比率	主	要	な	事業	内容	42
Yuasa Battery, Inc.		6,	500US	5\$	(100.0)%	蓄電池	の製	造、	販売		
Century Yuasa Batteri	es Pty Ltd.	15,	600千	A\$	(50.0) %	蓄電池	の製	造、	販売		
PT. Yuasa Battery Ir	ndonesia	3,	154百	万RP	(50.0) %	蓄電池	の製	造、	販売		
Siam GS Battery Co., I	.td.	71,	400千 ⁻	THB	(60.0) %	蓄電池	の製	造、	販売		

- (注) 1. ()内の数値は間接所有を示します。
 - 2. 当社の連結子会社および持分法適用関連会社は、上記の各社を含めそれぞれ55社および22社であります。

(9) 主要な借入先および借入額(平成27年3月31日現在)

借入先		借	入	額
㈱三菱東京UFJ銀	行		2,921 ፫	万円
㈱ 三 井 住 友 銀	行		2,921	
三菱UFJ信託銀行	(株)		1,200	
三井住友信託銀行	(株)		1,200	
㈱ 京 都 銀	行		1,200	

2. 株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 412,776,085株(自己株式 798,629株を除く。)

(3) 株 主 数 43,601名

(4) 大 株 主 (上位10名)

4/4	A	当 社 へ の	出資、状況	
株 主 主 主 主 · · · · · · · · · · · · · · ·	名	持 株 数	出資比率	
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信	託口)	24,887千株	6.03%	
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信	託口)	16,314	3.95	
ジェーピー モルガン チェース バンク 38	35078	14,519	3.52	
明治安田生命保険	14,000	3.39		
トヨタ自動車	(株)	11,180	2.71	
(株) 三菱東京UFJ	銀行	9,327	2.26	
日 本 生 命 保 険	(相)	8,945	2.17	
(株) 京 都 銀	行	7,740	1.88	
三井住友信託銀行	(株)	7,354	1.78	
(株) 三 井 住 友 銀	行	7,108	1.72	

⁽注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (412,776,085株) を基準に算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成27年3月31日現在)

平成26年2月25日開催の当社取締役会決議により発行した「2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権

(1) 転換社債型新株予約権付社債の概要

社債の総額	250億円
各社債の金額	10百万円
社債の発行日	平成26年3月13日(ロンドン時間)
償還の期限および方法	平成31年3月13日(ロンドン時間)に社債の額面金額の 100%で償還する。

(2) 新株予約権の概要

社債に付された新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類 および数	新株予約権の目的である株式の種類は普通株式 (単元株式数1,000株) とし、その数は行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	851円(一定の事由が生じた場合に調整される。)
新株予約権の行使に際して出資される 財産の内容およびその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を 出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額 とする。
新株予約権の行使期間	平成26年3月27日から平成31年2月27日 (ロンドン時間) まで
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできない。

(注) 当事業年度に行使された新株予約権はございません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(平成27年3月31日現在)

氏 名	当社における地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
依 田 誠	※ 取締役社長、最高経営責任者 (CEO)	㈱GSユアサ取締役社長
椎名耕一	※ 専務取締役、海外事業・販売担当	㈱GSユアサ専務取締役
吉村秀明	常務取締役、研究開発・環境・知財・ 技術担当	㈱GSユアサ常務取締役
西田啓	常務取締役、リチウムイオン電池事業・ 調達・鉛電池リサイクル担当	㈱GSユアサ常務取締役 ㈱リチウムエナジー ジャパン取締役
辰巳伸治	常務取締役、産業電池電源事業担当	㈱GSユアサ常務取締役
中川敏幸	常務取締役、経営戦略・広報・理財・ 情報システム担当、コーポレート室長	(株) G S ユアサ常務取締役 (株) ジーエス・ユアサアカウンティングサービス取締役社長 (株) ブルーエナジー取締役
倉垣雅英	取締役、内部統制・人事・総務・リスク 管理担当	㈱GSユアサ取締役
沢田勝	取締役、産業電池電源事業副担当	㈱GSユアサ取締役

氏 名	当社における地位および担当	重要な兼職の状況
坊 本 亨	取締役、海外事業副担当	㈱GSユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長 湯浅蓄電池(順徳)有限公司代表董事長 天津杰士電池有限公司代表董事長 天津湯浅蓄電池有限公司代表董事長
小西弘祐	取締役、生産・自動車電池事業担当	(㈱GSユアサ取締役 (㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役
村尾修	取締役、品質担当、技術・産業電池電源 事業副担当	(㈱GSユアサ取締役 (㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役
前野秀行	監査役(常勤)	(㈱GSユアサ監査役 (㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役 (㈱ブルーエナジー監査役
落合伸二	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役
小川清	監査役(常勤)	㈱GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー監査役 ㈱リチウムエナジー ジャパン監査役
阿部清司	監査役	弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
 - 2. 平成26年6月27日開催の定時株主総会および取締役会において、依田 誠氏が取締役社長に、椎名耕一氏が専務取締役に、吉村秀明、西田 啓、辰巳伸治、中川敏幸の各氏が常務取締役に、倉垣雅英、沢田 勝、坊本 亨、小西弘祐、村尾 修の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
 - 3. 監査役 落合伸二および監査役 阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査 役であります。
 - 4. 監査役 落合伸二氏は、三井信託銀行㈱および中央三井信託銀行㈱(現 三井住友信託銀行 ㈱)における銀行業務ならびに中央三井トラスト・ホールディングス㈱および三井住友トラスト・ホールディングス㈱における企業集団経営の経験から、また監査役 阿部清司氏は弁護士の業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役 阿部清司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に 届け出ております。
 - 6. 当事業年度において、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の異動がありました。

氏 名	異	動	内	容	異動年月日
辰巳伸治	㈱GSユアサ	常務取締役に就	就任		平成26年 6 月26日
中川敏幸	㈱GSユアサ	常務取締役に就	就任		平成26年 6 月26日

氏	名	異	動	内	容	異動年	月日
		㈱ブルーエナ	ジー取締役社長	長を退任		平成26年 9	月30日
沢田	勝	リチウムイオ 担当に変更	ン電池事業副技	担当から産業電	池電源事業副	平成26年10	0月1日
坊本	亨	天津杰士電池	有限公司代表章	董事長に就任		平成26年 6	月2日
切 平	了	天津湯浅蓄電	池有限公司代表	表董事長に就任		平成26年 6	月23日
村尾	修	技術副担当か	ら技術・産業電	電池電源事業副	担当に変更	平成26年 6	月27日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11 ^名	₁₂₇ 百万円
(うち、社外取締役)	(-)	(-)
監 査 役	4	47
(うち、社外監査役)	(2)	(19)
合 計	15	174
(うち、社外役員)	(2)	(19)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記の報酬額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上した下記の金額も含まれております。

取締役 20百万円(社外取締役である対象者はありません。)

4. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役11名に対して総額286百万円、監査役3名に対して総額36百万円(うち、社外監査役 1名 12百万円)が支給されております。

(3) 社外役員等に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
 - イ. 取締役会および監査役会への出席状況

氏	名	取締役会(19回開催)	監査役会(25回開催)		
	10	出 席 回 数	出 席 回 数		
監査役	落合伸二	19 🛮	25 🗆		
監査役	阿部清司	19	25		

口. 取締役会および監査役会における発言状況

監査役 落合伸二氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 阿部清司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見、提言を行なっております。

- ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - (i) 監査役 落合伸二氏は、㈱GSユアサ、㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービ スの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
 - (ii) 監査役 阿部清司氏は、弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士であります。なお、当社と当該法人との間には重要な取引関係等はありません。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。その理由は、次のとおりです。

当社は、これまで経営から独立した社外監査役が取締役会、経営会議といった当社の意思決定プロセスに積極的に参画することにより、当社の事業活動において発生する様々な事案の背景を深く理解し、意見や提言を行なえる体制を構築しておりました。それにより、経営の機動性を確保しつつ、社外役員によるモニタリングが充分に機能しているとの考えから、社外取締役を置く積極的な理由はないと判断しておりました。

しかしながら、当事業年度において「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が成立し、社外取締役を置くことが有用であると考えられていることが前提とされていること等を受け、社外取締役の選任が強く求められる状況にあることを改めて認識するに至ったところです。

しかるに、社外取締役に期待される役割は、取締役会のモニタリング機能の強化にあり、当社といたしましては、それを実質的かつ充分に実現するためには、前提となる適切な基盤整備が求められると考えるに至りました。

その考えのもと、当社は、従前の意思決定プロセスを検証した結果、社外取締役にその役割を発揮していただく基盤が充分に整っているとは必ずしも言い難く、例えば取締役会と経営会議との機能分担が明確ではないなど、所要の基盤整備が未了の段階で社外取締役を置くことは、社外取締役にその役割を果たして頂けないばかりか、取締役会の円滑な経営の意思決定に支障をきたす恐れがあり、かかる段階での社外取締役の選任は、相当でないと判断いたしました。

そして、当社は、当事業年度において取締役会と経営会議における意思決定プロセスを見直 し、両者の機能分担を図るなど、所要の基盤整備が完了しましたので、本定時株主総会におい て、社外取締役の選任の提案に及ぶこととなったところであります。 以上が、当事業年度において、当社が社外取締役を選任することは相当でないと判断した理由であり、今後とも当社にとって最適なコーポレートガバナンスを目指し、引き続き検討を重ねてまいりたいと存じます。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を 記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことを 受け、当社監査役会において決定された方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人が法令および定款を遵守するために行動規範を基に定めたコンプライアンスのためのマニュアルを当社グループの全社員に周知する。

- ② 当社グループのコンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンスの徹底を図る。なお、当社グループとは、当社ならびに「会社法」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めに基づく当社の子会社、関連会社をいう(以下、同じ)。
- ③ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ④ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、 情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存 および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持 する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社 および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の 業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

<u>監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整</u>備する。

- (9) 監査役への報告に関する体制<u>および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利</u>な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
 - ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - 口. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
 - ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として 不利益な取扱いを行なうことを禁止する。
 - ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。
- (10) <u>監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</u>

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役の職務を執行するうえで必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。
- (注)下線部分は、平成27年4月20日開催の当社取締役会の決議により、追加または変更された箇所であります。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な 取り組み

当社は、2013年度で2004年の経営統合から10年が経過する節目を迎えました。当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また、当社は、新規事業としてリチウムイオン電池事業を育成するために、先行開発を進め事業化へ展開してまいりました。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を開始しております。産業用途では宇宙、航空、鉄道、運輸など様々な分野で新規開拓に取り組み着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴うオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期的にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に、(イ)、コンプライアンスの徹底、従業員に対する継続的な教育等、健全なグループ経営の追求、(ロ). リチウムイオン電池事業の事業基盤の整備および強化、(ハ). アジア市場を含む新興地域および巨大市場への地域戦略を推進する等、海外成長市場を基軸としたグローバル展開の加速、(二). 変化する社会とお客様のニーズに柔軟に対応する等、既存事業の更なる収益体質向上に重点的に取り組んでまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2013年5月22日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行プランを一部改訂した当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入するとを決議し、2013年6月27日開催の定時株主総会において、本プランを導入することの

承認を得ました。

本プランは、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付け等により毀損されることがないように、当社株式に対する買付け等が行なわれる場合に、買付け者等に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集、検討等を行なう期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付け者等との交渉等を行なっていくための手続を定めています。

買付け者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付け等を行なうなど、買付け者等による買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(ii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経ることとしています。

これに加えて、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等一定の場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとしています。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付け者等以外の 株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と 引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買 付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(ご参考)

なお、本プランの有効期間は本定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、本定時株主総会の終結の時をもって失効することになりますが、この本プランの失効に先立ち、当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上のための取り組みとし

て、当社株式に対する不適切な買付け等を未然に防止することを目的として、本プランを一部改定のうえかかる取り組みを継続的に導入することを決定し、同日付でその詳細を公表いたしました。

この改定の内容につきましては、本招集ご通知に添付の株主総会参考書類第4号議案の2. 「提案の内容」(本招集ご通知39頁から57頁)をご参照下さい(なお、改定にあたって、用語の明確化の観点から、手続の意味で用いられている「プラン」を「ルール」、「新株予約権の無償割当ての実施」の意味で用いられている「本プランの発動」および「本新株予約権無償割当ての実施」を「対抗措置の発動」に変更しております。)。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した企業価値向上のための取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を 継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針 の実現に資するもので、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致する ものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべき か否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時 間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、 当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、(i)買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、(ii)本プランの導入や発動の是非について、株主意思を重視するものであること、加えて有効期間が2年間と定められているうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることから本プランの消長には株主の意向が反映されること、(ii)独立性の高い社外者によって構成される企業価値評価委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず企業価値評価委員会の判断を経ることが必要であるとしていることや、予め合理的な客観的要件が設定されていることにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、(iv)企業価値評価委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができ、また、企業価値評価委員会の判断の概要については情報開示をすることとして、企業価値評価委員会の判断の公正さ、客観性および透明性が担保される仕組みを確保していること、(v)本プランは、デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないことなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

資產	の部	負 債 お よ び 純	資 産 の 部
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(359,522)	(負債の部)	(177,335)
流 動 資 産	177,259	流 動 負 債	104,564
現金および預金	24,841	支払手形および買掛金	36,682
受取手形および売掛金	79,348	短 期 借 入 金	32,766
有 価 証 券	1,200	未 払 金	15,521
商品および製品	33,526	未払法人税等	2,265
仕 掛 品	14,051	役員賞与引当金	90
原材料および貯蔵品	12,336	設 備 関 係 支 払 手 形	1,248
繰 延 税 金 資 産	2,440	そ の 他	15,988
そ の 他	9,959	固 定 負 債	72,771
貸 倒 引 当 金	△ 445	転換社債型新株予約権付社債	25,000
固 定 資 産	182,190	長期借入金	24,399
有 形 固 定 資 産	124,665	退職給付に係る負債	3,644
建物および構築物	52,729	役員退職慰労引当金	61
機械装置および運搬具	40,202	リース債務	1,403
土 地	22,533	繰延税金負債	11,159
建設仮勘定	2,553	再評価に係る繰延税金負債 そ の 他	1,110 5,991
リ ー ス 資 産	1,668	(純資産の部)	(182,187)
そ の 他	4,977	株・主資本	134,058
無形固定資産	2,637	か エ 貞 	33,021
リ ー ス 資 産	564	資本剰余金	54,880
そ の 他	2,073	利益剰余金	46,498
投資その他の資産	54,887	自己株式	△ 341
投 資 有 価 証 券	42,555	その他の包括利益累計額	27,328
退職給付に係る資産	7,513	その他有価証券評価差額金	9,618
繰 延 税 金 資 産	1,576	繰延ヘッジ損益	Δ 5
そ の 他	3,626	土地再評価差額金	2,329
貸 倒 引 当 金	△ 383	為替換算調整勘定	11,792
操 延 資 産	72	退職給付に係る調整累計額	3,592
社 債 発 行 費	72	少数株主持分	20,801
資 産 合 計	359,522	負債および純資産合計	359,522

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 売 売	上			金	額
売	上				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			高		369,760
±	上	原	価		289,433
) i	総	利	益		80,327
販 売 費	お よ び ー	般管理	費		59,413
営	業	利	益		20,914
営 業	外	収	益		
受 取 🤻	引 息 お よ	び 配 当	金	642	
持分	去による	投 資 利	益	2,053	
そ	\mathcal{O}		他	1,127	3,823
営業	外	費	用		
支	払	利	息	1,151	
為	替	差	損	302	
そ	の		他	925	2,379
経		利	益		22,357
特	別	利	益		
固定	資 産	売 却	益	177	
投 資	有 価 証	券 売 却	益	35	
国 庫	補 助 金	受 贈	益	723	
そ	の		他	11	947
特	別	損	失		
固定	資 産	除却	損	291	
固定	資 産	売 却	損	5	
減	損	損	失	4,400	
固定	資 産	圧縮	損	627	
そ	の		他	375	5,701
税金等	調整前当	期純利	益		17,603
法人税、	住 民 税 お	よび事業	税	6,054	
法人	税 等	調整	額	3,212	9,266
少数株主	損 益 調 整 前	当期 純利	益		8,337
少 数	株主	 損	失		△ 1,706
当 期	純	利	益		10,043

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

		株	主			資		本	
	資 本	金	資本剰余金	利益剰	余金	自己	株式	株主資本	十合計
平成26年4月1日残高	3	3,021	54,880		42,488	Δ	326	,	130,063
会計方針の変更による累積的 影 響 額				Δ	685			Δ	685
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3	3,021	54,880		41,803	Δ	326	,	129,378
当連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					4,540				4,540
当 期 純 利 益					10,043				10,043
自己株式の取得						\triangle	15		15
土地再評価差額金の取崩					808				808
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)									_
当連結会計年度中の変動額合計		_	_		4,694	Δ	15		4,679
平成27年3月31日残高	3	3,021	54,880		46,498	Δ	341	·	134,058

		その他	の包排	舌 利 益	累計額		/\ *h +# >	
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計	少 数 株 主 持 分	純資産合計
平成26年4月1日残高	6,804	△ 20	1,418	3,808	△ 2,620	9,390	15,247	154,702
会計方針の変更による累積的 影 響 額								△ 685
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,804	△ 20	1,418	3,808	△ 2,620	9,390	15,247	154,016
当連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						_		△ 4,540
当 期 純 利 益						_		10,043
自己株式の取得						_		△ 15
土地再評価差額金の取崩						_		△ 808
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	2,813	15	910	7,984	6,213	17,937	5,553	23,491
当連結会計年度中の変動額合計	2,813	15	910	7,984	6,213	17,937	5,553	28,170
平成27年3月31日残高	9,618	△ 5	2,329	11,792	3,592	27,328	20,801	182,187

貸借対照表(平成27年3月31日現在)

資產	Ø	部	負 債 お よ び 純	資産の部
科目	金	額	科目	金額
(資産の部)	(161,732)	(負債の部)	(40,361)
流 動 資	産	81,543	流 動 負 債	2,722
 現 金 お よ び 預	金	731	短 期 借 入 金	2,042
	_		1年以内返済予定の長期借入金	284
売 掛	金	327	未 払 金	87
 	券	1,200	未 払 費 用	35
			未払法人税等	190
未 収 入	金	200	役員賞与引当金	20
関係会社短期貸付	金	78,993	そ の 他	62
//2 7T TM A Ve	÷	20	固定負債	37,638
操 延 税 金 資	産	28	転換社債型新株予約権付社債	25,000
その	他	61	長期借入金	12,348 151
 固 定 資	産	80,116	長期未払金	39
	注	60,116	一株 延 优 並 貝 頃 そ の 他	100
無形固定資	産	0	(純資産の部)	(121,371)
ソフトウェ	ア	0	株主資本	121,288
		-	資 本 金	33,021
投資その他の資	産	80,116	資本剰余金	79,336
┃ ┃ 投 資 有 価 証	券	392	資本準備金	79,336
	15		利 益 剰 余 金	9,272
関係会社株	式	79,722	その他利益剰余金	9,272
その	他	1	繰越利益剰余金	9,272
。 	*	72	自 己 株 式	△ 341
操 延 資	産	/2	評価・換算差額等	82
社 債 発 行	費	72	その他有価証券評価差額金	82
資 産 合	計	161,732	負債および純資産合計	161,732

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	科	目	金	額
営	業	収 益		4,937
販	売 費 お よ び -	- 般 管 理 費		882
営	業	利 益		4,055
営	業外	収 益		
	受取利息およ	び 配 当 金	1,595	
	そ の	他	40	1,635
営	業外	費用		
	支 払	利息	130	
	そ の	他	152	282
経	常	利 益		5,409
特	別	損 失		
	固 定 資 産	除却損	0	0
税	引 前 当 期	純 利 益		5,409
法	人 税 、 住 民 税 お	よび事業税	762	
法	人 税 等	調整額	10	772
当	期 純	利 益		4,636

株主資本等変動計算書(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

						(+ E · D/)
	株	主			本	
		資本剰余金	利益剰余金			
	資 本 金	資本準備金	その他利益剰余金	自己	株式	株主資本合計
		貝中华洲並	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	33,021	79,336	9,176		326	121,207
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△ 4,540			△ 4,540
当 期 純 利 益			4,636			4,636
自己株式の取得					. 15	△ 15
株主資本以外の項目の当事 業年度中の変動額 (純額)						-
当事業年度中の変動額合計	_	_	96	Δ	15	80
平成27年3月31日残高	33,021	79,336	9,272	Δ	341	121,288

	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	純資産合計
平成26年4月1日残高	61	121,269
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△ 4,540
当 期 純 利 益		4,636
自己株式の取得		△ 15
株主資本以外の項目の当事 業年度中の変動額(純額)	21	21
当事業年度中の変動額合計	21	101
平成27年3月31日残高	82	121,371

⁽注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は 四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

取締役 会御中

有限責任監査法人 トーマツ

村 彦 公認会計士 木 幸

口指責業指責業指責業指責務 定任執定任執定任執定任執定任執行有社行有社行有社行 限員員限員員限員員

公認会計士 佣 弘 郎 (ED)

給 朋 之 (ED) 公認会計士 木

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平 成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連 結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作 成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を 表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査 を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証 を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査 手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ いて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当 監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作 成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方 法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含ま れる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に 係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指責業務定任執行有社社人人工程度的工作。

公認会計士 木 村 幸 彦 🗊

真 任 任 具 業務 定 社 社 責 任 社 社 責務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎 ⑩

公認会計士 鈴 木 朋 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその 附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書 類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め るとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状 況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要 な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、内部統制室、監査室および有限責任監査法人 トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および 検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 前 野 秀 行 ⑩

監査役(常勤) 落 合 伸 二 印

監査役(常勤) 小 川 清 ⑩

監 査 役 阿 部 清 司 印

(注) 監査役 落合伸二および阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

第11期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案 いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として当社普通株式1株につき3円をお支払いしておりますので、 年間の配当金は1株につき10円となり、前期と比べ1株につき2円の増配となります。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき、金7円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、2.889,432,595円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役11名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため社外取締役1名の増員をすることとし、改めて取締役12名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

		(WC3) (W) () () () () () () () () (
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	よ だ まこと 依 田 誠 (昭和25年1月24日生)	昭和47年3月 日本電池㈱(現㈱GSユアサ)入社 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成16年6月 ㈱ジーエス・ユアサパワーサプライ(現㈱GSユアサ)取締役社長(現任) 平成17年6月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社取締役社長(現任) 平成19年10月 当社最高経営責任者(CEO)(現任) [重要な兼職の状況] ㈱GSユアサ取締役社長	36,054株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	tis as act 村尾 修 (昭和35年1月15日生)	昭和57年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成23年6月 ㈱GSユアサ理事 平成24年6月 当社取締役(現任)、品質担当(現任)、技術副担当(現任) (機GSユアサ取締役(現任) (機ジーエス・ユアサテクノロジー取締役(現任) 平成26年6月 当社産業電池電源事業副担当(現任) [重要な兼職の状況] (㈱GSユアサ取締役 (㈱ジーエス・ユアサテクノロジー取締役	13,191株
3	にし だ けい 西 田 啓 (昭和29年7月8日生)	昭和52年 4 月 日本電池㈱ (現 ㈱ G S ユアサ) 入社 平成20年 6 月 当社執行役員 平成21年 6 月 当社取締役、調達・鉛電池リサイクル担当 (現任) ㈱ リチウムエナジー ジャパン取締役 (現任) 平成22年 4 月 ㈱ G S ユアサ取締役 平成22年 6 月 当社リチウムイオン電池事業担当 (現任) 平成24年 6 月 当社常務取締役 (現任) ㈱ G S ユアサ常務取締役 (現任) [重要な兼職の状況] ㈱ G S ユアサ常務取締役 (㈱ U チウムエナジー ジャパン取締役	12,554株
4	たつ み しん じ 辰 巳 伸 治 (昭和26年8月18日生)	昭和49年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成21年6月 当社執行役員	12,493株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
5	なか がわ とし ゆき 中 川 敏 幸 (昭和32年4月12日生)	昭和56年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成21年4月 ㈱ブルーエナジー取締役(現任) 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役、経営戦略・広報担当(現任) 当社コーポレート室長(現任) ㈱GSユアサ取締役 平成24年6月 当社理財・情報システム担当(現任) ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長(現任) 平成26年6月 当社常務取締役(現任) 「重要な兼職の状況」 (㈱GSユアサ常務取締役 (場びーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長	18,920株
6	くら がき まさ ひで 倉 垣 雅 英 (昭和30年3月28日生)	(株)ブルーエナジー取締役 昭和54年4月 日本電池㈱(現(㈱GSユアサ)入社 平成19年6月 (株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現(株)GSユアサ)取締役社長 平成21年6月 当社取締役(現任)、内部統制・人事・総務・リスク管理担当(現任) (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現(株)GSユアサ)取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役	98,335株
7	さわ だ まさる 沢 田 勝 (昭和32年2月18日生)	昭和55年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成19年6月 ㈱ジーエス・ユアサバッテリー取締役社長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任)、リチウムイオン電池事業副担当 (㈱GSユアサ取締役(現任)) (㈱ブルーエナジー取締役社長 平成26年10月 当社産業電池電源事業副担当(現任) [重要な兼職の状況] (㈱GSユアサ取締役	12,335株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
8	ぼう もと とおる 坊 本 亨 (昭和27年10月31日生)	昭和50年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成19年6月 ㈱ジーエス・ユアサパワーサプライ(現 ㈱GSユアサ)執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任)、海外事業副担当(現任) (㈱GSユアサ取締役(現任) [重要な兼職の状況] (㈱GSユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長 湯浅蓄電池(順徳)有限公司代表董事長 天津杰士電池有限公司代表董事長 天津湯浅蓄電池有限公司代表董事長	32,256株
9	※ おく やま りょう いち 奥 山 良 一 (昭和34年11月25日生)	昭和59年 4 月 湯浅電池㈱ (現 ㈱G S ユアサ) 入社 平成24年 6 月 ㈱G S ユアサ理事 同社研究開発センター副センター長 平成25年 4 月 同社リチウムイオン電池事業部副事業部長 (現任) 平成25年 6 月 同社執行役員 (現任) (㈱リチウムエナジー ジャパン取締役副社長 平成26年 6 月 同社取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] (㈱リチウムエナジー ジャパン取締役社長	11,415株
10	※ ^{むら かみ まさ ゆき} 村 上 真 之 (昭和33年5月18日生)	昭和57年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成20年4月 ㈱ジーエス・ユアサバッテリー営業統括部長 平成20年6月 同社取締役 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 ㈱GSユアサ自動車電池事業部直需営業部長(現任) 平成24年10月 同社自動車電池事業部生産本部長 平成25年6月 同社執行役員(現任) 同社自動車電池事業部副事業部長(現任) 平成26年1月 同社自動車電池事業部LIB事業開発部長(現任)	5,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
11	※ された。 から あき 吉田 浩明 (昭和39年5月27日生)	平成元年 4 月 平成18年 1 月 平成21年 4 月 平成25年 7 月	日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー大型リチウムイオン技術部長 同社事業推進部担当部長(現任) 同社特殊・リチウム電池本部大型リチウムイオン技術部長 ㈱GSユアサ研究開発センター第二開発部長(現任)	1,000株
		平成26年 6 月 平成26年10月	同社理事(現任) 同社研究開発センター研究開発戦略室長(現任)	
	※ 大西寛文 (昭和21年1月1日生)	昭和46年11月	等松青木監査法人(現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所	0株
		昭和50年3月	公認会計士登録	
12		平成5年5月	監査法人 トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)代表社員(現 パートナー)	
		平成13年 6 月	日本公認会計士協会近畿会会長	
		平成13年 7 月	日本公認会計士協会本部副会長	
		平成16年7月	日本公認会計士協会本部監事	
		平成18年 4 月	立命館大学大学院経営管理研究科教授	
		平成23年6月	積水化学工業㈱社外監査役(現任)	

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 - 2. 取締役候補者 奥山良一氏は㈱リチウムエナジー ジャパンの取締役社長に就任しており、当社は同社の債務保証を行なっております。また、㈱リチウムエナジー ジャパンならびに取締役候補者 坊本亨氏が代表董事長に就任しております天津杰士電池有限公司および天津湯浅蓄電池有限公司につきましては、当社の営業の部類に属する取引を行なっております。
 - 3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 取締役候補者 大西寛文氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 社外取締役候補者とした理由等は以下のとおりであります。 大西寛文氏は、公認会計士としての監査法人における監査業務の経験、また、積水化学工業㈱における社外監査役としての監査業務の経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しているため、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき当社の社外取締役として業務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 6. 本議案において、取締役候補者 大西寛文氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社 定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000 万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

- 7. 取締役候補者 大西寛文氏が社外監査役を務めている積水化学工業㈱の子会社である日本ノーディッグテクノロジー㈱において不適切な会計処理が行なわれておりました。同氏は内部調査の報告に接するまで事実を把握しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言をしておりました。また、発覚後は特別調査委員会の組成、調査結果の確認と処置に対して必要な関与を行ない、再発防止策について協議を行なうなどその職責を果たしております。
- 8. 取締役候補者 大西寛文氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人 トーマツの出身者ですが、当該監査法人は当社から独立した立場で会計監査を行なっており、また同氏が当該監査法人を退職してから4年以上経過しております。そのため、経営執行者からの制約をうけることなく、会社業務の執行の適法性および妥当性について株主の立場から客観的かつ中立的に判断することができると考えております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名に対し、当期の業績等を勘案して総額20百万円以内の役員賞与を支給いたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続的導入の件

当社は、第9期事業年度に係る平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、有効期間を同株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「現行ルール」といいます。)を継続的に導入いたしました。当社は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。

そこで、現行ルールの失効に先立ち、当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行ルールを一部改定し、継続的に導入することを決定いたしました(以下、改定後のルールを「本ルール」といいます。)。

つきましては、本ルールの継続的導入について、ご承認をお願いするものであります。

なお、改定にあたり、ルールの合理性、公正性、および透明性の向上の観点から、主に以下の 変更を行なっております。

【主な変更点】

1. ルールの合理性・公正性の向上

- (1) 買付け者等による回答期限の明確化 (下記 2. 「提案の内容」(1)④「本ルールにおける手続の流れ」ロ.)
- (2) 取締役会における検討期間の短縮化(同上ハ.)
- (3) 企業価値評価委員会の検討期間に係る延長期間の上限明確化(同上二.)

2. ルールの透明性の向上(情報開示事項の明確化)

企業価値評価委員会の検討開始日および終了予定日を開示することを明記(下記 2. 「提案の内容」(1)®「株主の皆様への情報開示」)

記

1. 提案の理由

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維

持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを 行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このよ うな者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社 の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本ルールの目的と意義

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本ルールを継続的に導入いたしたいと存じます。

当社は本ルールには以下の意義があると考えております。

① 買付け等が行なわれる前に株主の皆様に対し適切な情報提供を行なうためのルールの設定

当社株式に対する買付け等が行なわれる場合、当該買付け等に応じて当社株式を売却するか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。もっとも、その判断にあたっては、買付け者等からの情報だけでなく、当社の経営の実情を把握している当社取締役会からの情報あるいは代替案(もしあれば)も合わせてご検討いただくべき場合もあると考えられます。また、買付け等実施前に買付け者等と協議を行なうことができれば、より優れた企業価値向上策を見いだすことができる可能性もあります。

そこで、当社取締役会は、対象となる一定規模以上の買付け等(下記 2. (1)②「対象となる買付け等」に定義されます。以下同じ。)については、買付け等の前に、買付け者等(下記 2. (1)②「対象となる買付け等」に定義されます。以下同じ。)に対して情報の提供を求め、買付け等の内容およびそれに対する当社の考え方や代替案(もしあれば)を適時かつ公正に株主の皆様に開示し、また買付け条件等を巡る買付け者等との協議、交渉が可能となるよう、当社および買付け者等が守るべきルールを定めております(その詳細については、下記 2. (1)「本ルールの内容」をご参照下さい。)。

② 買付け等が当社の企業価値を毀損すると判断される場合の対抗措置の事前取り決め

買付け者等が本ルールにおいて定められた手続に従うことなく買付け等を行なうなど、 買付け者等による買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認 められる場合(その詳細については、下記2.(1)⑤「対抗措置の発動の要件」をご参照 下さい。)には、当該買付け等を阻止するため、当社は、本ルールに従って、一定の行使 条件および取得条項が付された新株予約権(その詳細については、下記2.(1)③「対抗 措置の内容」をご参照下さい。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当 ての方法により割り当てる対抗措置(対抗措置の内容については、記2. (1)③ 「対抗措置の内容」をご参照下さい。以下同じ。)を発動します。

当社は、対抗措置の内容を予め取り決め、開示しておくことにより、当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれのある買付け等を未然に防ぐ効果が期待できるほか、実際に当該買付け等が発生した場合においても、対抗措置の発動により当社の企業価値の毀損を防ぐことができるものと考えております。

2. 提案の内容

(1) 本ルールの内容

① 独立した企業価値評価委員会の設置

当社は、本ルールの透明性と公正性を確保するため、企業価値評価委員会を設置いたします。企業価値評価委員会は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、本ルールの運用に際して当社の企業価値、株主共同の利益に関する実質的な判断を客観的に行ないます。

イ. 企業価値評価委員会の構成

当社経営陣から独立した、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)のいずれかに該当する者のみから構成されます(企業価値評価委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1.「企業価値評価委員会規則の概要」のとおりです。)。

本ルールの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員には、当社社外監査役の阿部清司氏が、また、社外の有識者として上總康行氏、中久保満昭氏が、それぞれ就任する予定です(就任予定各氏の氏名および略歴については別紙2.をご参照下さい。)。

ロ. 第三者専門家の意見の取得

企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものといたします。これにより、企業価値評価委員会による判断の公正性と客観性がより強く担保されることとなります。

ハ. 企業価値評価委員会による検討等

企業価値評価委員会は、買付け者等からの情報と当社取締役会の代替案(もしあれば) 等を比較検討するほか、必要に応じて直接または当社取締役会等を通して間接に、買付け者等との協議、交渉を行ないます。

二. 対抗措置の発動の是非についての検討と勧告

対抗措置の発動の是非の判断については、当社取締役会の恣意的な判断を排するため、企業価値評価委員会の判断を経ることとし、企業価値評価委員会は対抗措置の発動の是非を当社取締役会に対して勧告するものといたします。

ホ. 株主の皆様への情報開示

株主の皆様への情報開示は、当社取締役会だけでなく企業価値評価委員会も直接に行なうことができるものといたします(情報開示の内容については、下記®「株主の皆様への情報開示」をご参照下さい。)。

② 対象となる買付け等

本ルールは、以下イ. またはロ. に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(注1)(当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下、「買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象といたします。買付け等を行なおうとする者(以下、「買付け者等」といいます。)には、予め本ルールに定められる手続に従っていただくことといたします。

- イ. 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付けその他の取得
- ロ. 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行なう者の株券等所有割合(注7)およびその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 対抗措置の内容

買付け者等が本ルールにおいて定められた手続に従うことなく買付け等を行なうなど、 買付け者等による買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合(その詳細については、下記⑤「対抗措置の発動の要件」をご参照下さい。)には、当該買付け等を阻止する必要があります。そこで、そのような場合には、当社は本ルールに従って、買付け者等により当社株式の買付け等が行なわれる場合において、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その詳細については、別紙3. 「対抗措置である本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てる措置(以下、「対抗措置」といいます。)を発動いたします。

なお、仮に、本ルールに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付け者 等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約 権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合 には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能 性があります。

④ 本ルールにおける手続の流れ(おおまかな流れは、別紙4. をご参照下さい。)

イ. 買付け者等からの意向表明書の受領

買付け者等は、買付け等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、 本ルールの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(買付け者等の代表者による署名 または記名捺印のなされたもの)および当該署名または記名捺印を行なった代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付け者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付け等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記口、に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

ロ. 買付け者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付け者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付け者等に対して交付いたします。買付け者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、以下の各号に定める買付け等の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下、「買付説明書」と総称します。)を提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものといたします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付け者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付け者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。なお、本必要情報の追加提出の要求は、本必要情報として必要かつ充分な情報が提供されるまで繰り返し行なうことができますが、最終の回答期限は、買付け者等から最初に買付説明書を受領した日から60日を上限といたします。

- (i) 買付け者等およびそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等(法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等)を含みます。)
- (ii) 買付け等の目的、方法および内容(買付け等の対価の価額、種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- (iii) 買付け等の価額およびその算定根拠(算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。)
- (iv) 買付け者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- (v) 買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。) の具体的 名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- (vi) 買付け者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意 (締結日、相手方および その具体的内容を含みます。)
- (vii) 買付け等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (viii) 買付け等の後における当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社 グループに係る利害関係者に対する対応方針
- (ix) 買付け者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- (x) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (xi) その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付け者等が本ルールに定められた手続に従うことなく買付け等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付け者等と協議、交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記ホ. (i)記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。

ハ. 取締役会における検討

企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、企業価値評価委員会が定める合理的な期間内(買付け者等からの本必要情報の提供が充分になされたと企業価値評価委員会が認めた日の翌日から30日以内といたします。)に買付け者等の買付け等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものといたします。以下同じ。)、その根拠資料および代替案(もしあれば)その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう、要求することがあります。

二. 企業価値評価委員会における検討

買付け者等および(当社取締役会に対して上記ハ.のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には)当社取締役会から情報、資料等(追加的に要求したものも含みます。)の提供が充分になされたと企業価値評価委員会が認めた場合、企業価値評価委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定いたします。ただし、企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け内容の検討、当該買付け者等との協議、交渉、代替案の検討等に必要と合理的に判断した場合、当該期間の末日が、買付け者等からの本必要情報の提供が充分になされたと企業価値評価委員会が認めた日の翌日から120日を超えない範囲で、当該期間を延長することができるものといたします(以下、延長した場合の当該延長期間も含め「企業価値評価委員会検討期間」といいます。)。

企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間内において、買付け者等および 当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値、株主共同の利益 の確保、向上の観点から、買付け者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代 替案の検討および買付け者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討 等を行ないます。また、企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役 会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から当 該買付け等の内容を改善させるために、当該買付け者等と協議、交渉を行なうものとい たします。

買付け者等は、企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。なお、買付け者等は、企業価値評価委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を行なうことはできないものといたします。

企業価値評価委員会の判断が、当社の企業価値、株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものといたします。

ホ. 企業価値評価委員会における勧告

企業価値評価委員会は、買付け者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当 社取締役会に対する勧告を行なうものといたします。

(i)企業価値評価委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記⑤「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。なお、企業価値評価委員会は、買付け等について下記⑤「対抗措置の発動の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下、「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものといたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止を、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、本新株予約権の無償取得を行なうべき旨の新たな勧告を行なうことができるものといたします。

- (a) 当該勧告後に買付け者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合
- (b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記⑤「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても対抗措置を発動することもしくは本新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

(ii)企業価値評価委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記⑤「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動しないことを勧告いたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、対抗措置の不発動の勧告をした後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記⑤「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものといたします。

へ. 株主意思確認総会の招集、取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限 尊重して速やかに、対抗措置の発動または不発動等(本新株予約権の無償割当ての中止 を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行なうものといたします。

ただし、当社取締役会は、本ルールに従った対抗措置を発動するに際して、(i)上記ホ. (i)に従い、企業価値評価委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付け等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会(その定足数等は、会社法および当社の定款に基づく株主総会に準ずるものといたします。以下同じ。)を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動等についての決定を行なうものといたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、対抗措置は発動いたしません。買付け者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行なうまでの間、買付け等を実行してはならないものといたします。

⑤ 対抗措置の発動の要件

対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。 なお、上記④ホ. 「企業価値評価委員会における勧告」のとおり、下記の要件に該当し対 抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経るこ とになります。

[発動事由その1]

本ルールに定められた手続に従わない買付け等であり(買付け等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

「発動事由その2]

下記のいずれかに該当し、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

- イ. 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - (i)株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付け者等の利益を実現する経営を行なうような行為
 - (iii) 当社の資産を買付け者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を 処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当によ る株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- □. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当 社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付け等である場合
- ハ. 強圧的二段階買付け(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- 二. 買付け等の経済的条件(対価の価額、種類、買付け等の時期、支払時期、支払方法を 含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付け等である場合
- ホ. 買付け者等の提案(買付け等の経済的条件のほか、買付け等の適法性、実現可能性、 買付け等後の経営方針または事業計画、買付け等後における当社の株主(買付け者等を 除く。)、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含み ます。)の内容が、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な既存の電池電源事業 分野等における高い技術力や環境対応型社会に即した次世代電池における高度な技術開 発力、かかる技術力を背景に醸成された取引先や海外合弁パートナーとの間の信頼関係 や競争力、これらを支える当社グループの従業員との関係や当社のブランド価値、また

は企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値、株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付け等である場合

⑥ 本ルールの有効期間

本定時株主総会において本ルールが株主の皆様により承認された場合、本ルールの有効期間は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

⑦ 本ルールの廃止および変更等

本ルールの継続的導入後、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本ルールの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、本定時株主総会における本ルールの承認決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価委員会の承認を得たうえで、本ルールを修正し、または変更する場合があります。

⑧ 株主の皆様への情報開示

当社取締役会および企業価値評価委員会は、以下の情報のうち当社取締役会または企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。また、当社取締役会および企業価値評価委員会は、本ルールに係る情報のうち、株主の皆様に対する情報提供として重要であると判断する事項についても、速やかに情報開示を行ないます。

- イ. 買付説明書の提出の事実とその概要および本必要情報の概要
- 口. 買付け等の内容に対する当社取締役会の意見や代替案の概要
- ハ. 企業価値評価委員会検討期間の開始日および終了予定日
- 二.企業価値評価委員会が企業価値評価委員会検討期間の延長を行なう場合、延長期間および延長の理由
- ホ. 対抗措置の発動または不発動に係る、企業価値評価委員会から当社取締役会に対する 勧告の事実とその概要
- へ. 対抗措置の発動または不発動、株主意思確認総会の招集または不招集等に関する当社 取締役会の決議の概要
- ト. 株主意思確認総会を開催した場合、株主意思確認総会における、対抗措置の発動また は不発動に関する決定の概要
- チ. 本ルールの廃止または変更(誤字脱字の修正等形式的な修正、変更の場合を除きます。)を行なう場合、その事実および変更内容

9 法令の改正等による修正

本ルールで引用する法令の規定は、平成27年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

(2) 株主の皆様への影響

① 本ルールの継続的導入時に株主の皆様に与える影響

本ルールの継続的導入時点においては、大規模買付け等に対する対抗措置である本新株 予約権の無償割当ては行なわれませんので、株主の皆様の権利、利益に直接具体的な影響 が生じることはありません。

② 対抗措置の発動時に株主の皆様に与える影響

別紙3. 「対抗措置である本新株予約権の無償割当ての概要」に定義される本新株予約権の無償割当てによる株主の皆様への影響は、以下のとおりです。

イ. 対抗措置発動の手続

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置として、本新株予約権無償割当て決議(別紙3.1.「本新株予約権の数」に定義されます。以下同じ。)を行なった場合には、当社は、当該決議において割当期日(別紙3.1.「本新株予約権の数」に定義されます。以下同じ。)を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様(以下、「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2. (1)④ホ. (i)「企業価値評価委員会が対抗措置の発動を勧告する場合」に記載した企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

ロ. 対抗措置発動後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に与える 影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されてい

るため、当該行使または取得に際して、特定買付け者等(別紙3.7. 「本新株予約権の行使条件」に定義されます。以下同じ。)の法的権利および経済的側面において形式的な不利益は生じることが想定されますが、この場合であっても、特定買付け者等以外の株主の皆様につきましては、形式的な意味におきましても、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。

ハ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座等の必要事項、ならびに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものといたします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価(注10)の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い 込みを行なわれなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有 する当社株式が希釈化することになります。

二. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付け者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、特定買付け者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付け者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する 事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることが あります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(ご参考)

本ルールは、買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足しております。

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株 主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針| に定める三原則((i) 企 業価値、株主共同の利益の確保、向上の原則、(ii)事前開示、株主意思の原則、(iii)必要 性、相当性の原則)を完全に充足しております。また、本ルールの策定にあたっては、企 業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛 策の在り方 に関する議論等を踏まえております。

また、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策に該当いた しません。

上記2.(1)⑦「本ルールの廃止および変更等」にて記載いたしましたとおり、本ルー ルは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することがで きるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指 名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替さ せてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本ルールはスローハンド型買収防衛 策(取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するの に時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

- 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り、本議 案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役 会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注 (注 (注 (注 (注 (注 8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認 めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による 株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案に おいて同じとします。
- 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき (注9) 共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みま す。)。本議案において同じとします。
- 「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除き (注10) ます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表 示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

企業価値評価委員会規則の概要

- 1. 企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2. 企業価値評価委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、就任に際し、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で書面により締結した者でなければならない。
- 3. 企業価値評価委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議によって別段の定めをしたときはこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 4. 企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行なう(ただし、(1)に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - (3) その他当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項
- 5. 上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、本ルールに定めるところに従って以下の各号に記載される事項を行なう。
 - (1) 本ルールの対象となる買付け等への該当性の判断
 - (2) 買付け者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報の要求およびその回答期限の決定
 - (3) 買付け者等の買付け等の内容の精査、検討
 - (4) 自らまたは当社取締役会等を通じた買付け者等との交渉、協議
 - (5) 取締役会に対する代替案の提出の要求および当該代替案の検討
 - (6) 企業価値評価委員会検討期間の延長
 - (7) 本ルールの修正または変更に係る承認
 - (8) その他本ルールにおいて企業価値評価委員会が行なうことができると定められた事項

- (9) 当社取締役会が別途、企業価値評価委員会が行なうことができるものと定めた事項
- 6. 企業価値評価委員会は、買付け者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提供するよう求める。また、企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、本ルール所定の合理的な期間内に、買付け者等の買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案(もしあれば)その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- 7. 企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付け者等の買付け等の内容を改善させるために、買付け者等と協議、交渉を行なうものとする。
- 8. 企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、従業員その他企業価値評価委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9. 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- 10. 企業価値評価委員会は、株主に対する情報提供として重要であると判断する事項について、速やかに情報開示を行なうものとする。
- 11. 各企業価値評価委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。
- 12. 企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会の委員全員が出席(テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。)し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以上

企業価値評価委員会委員就任予定者略歴

阿部清司(あべ せいじ)氏

昭和63年 3月 司法修習終了

昭和63年 4月 弁護士登録

淀屋橋法律事務所 (現 弁護士法人淀屋橋法律事務所) 入所

平成 5 年 1 月 定屋橋法律事務所(現 弁護士法人淀屋橋法律事務所)パートナー就任

平成21年 1月 弁護十法人淀屋橋法律事務所設立に伴ない同法人運営委員就任

平成21年 6 月 当社社外監査役(現任)

平成25年 1 月 弁護士法人淀屋橋法律事務所社員就任(現任)

- (注) 1. 同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 2. 当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社と弁護士法人淀屋橋法律事務所との間に重要な取引関係等はありません。

上總康行(かずさ やすゆき)氏

昭和53年 4月 名城大学商学部専任講師、その後、助教授、教授を歴任

平成3年3月 京都大学経済学博士の学位取得

平成 8 年 4 月 京都大学経済学部教授

平成 9 年 4 月 京都大学大学院経済学研究科教授

平成18年 1月 公認会計士試験委員

平成19年 4 月 福井県立大学経済学部教授、京都大学名誉教授(現任)

平成20年 4 月 福井県立大学地域経済研究所所長

平成21年 4 月 福井県立大学特任教授

平成22年 4月 立命館アジア太平洋大学客員教授

平成24年 4月 公益財団法人メルコ学術振興財団代表理事(現任)

平成24年 6 月 株式会社メルコホールディングス監査役(現任)

(注) 1. 当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社と公益財団法人メルコ学術振興財団との間に重要な取引関係等はありません。

中久保満昭(なかくぼ みつあき)氏

平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

あさひ法律事務所入所

平成13年 4月 あさひ法律事務所パートナー就任

平成14年 10月 小松・狛・西川法律事務所との合併によるあさひ・狛法律事務所発足に伴ない

同事務所パートナー就任

平成16年 4月~平成18年3月

第二東京弁護十会司法修習委員会副委員長

平成19年 4月 (事務所名改称に伴ない) あさひ法律事務所パートナー (現任)

平成20年 4月~平成21年3月

第二東京弁護十会常議員

平成22年 5 月 株式会社ファンケル買収防衛策導入に伴なう独立委員会委員(現任)

平成24年 4 月 独立行政法人国際協力機構(JICA)契約監視委員会委員(現任)

(注) 1. 当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社とあさひ法律事務所との間に重要な取引関係等はありません。

以上

対抗措置である本新株予約権の無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、単に「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除いたします。)に相当する数といたします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株といたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額といたします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間といたします。ただし、下記9. ②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までといたします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者(注1)、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付け者(注2)、(iv)特定大量買付け者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(注3)(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付け者等」と総称します。)は、一定の例外事由(注4)が存する場合を除き、本新株予約権を

行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記9.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- (2) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付け者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付け者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様といたします。
- (3) 本新株予約権の取得に関する事項については、相当性の観点から適切と考えられる場合、本新株予約権無償割当て決議において(1)および(2)以外の事項を定めることがあります。ただし、特定買付け者等が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行なわないことといたします。
- 10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。
- 11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

12. その他

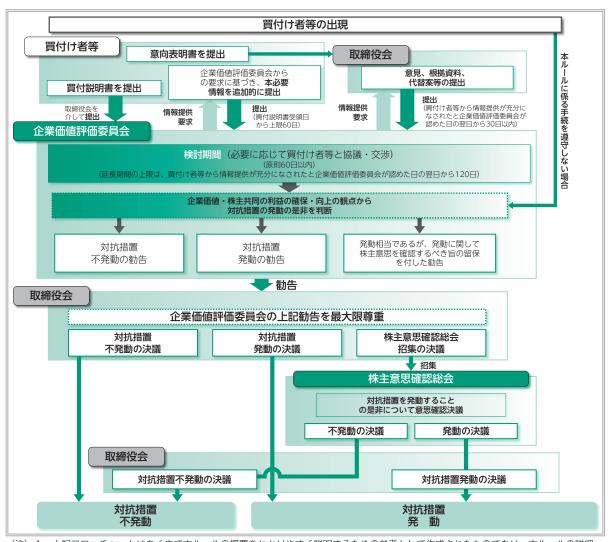
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途 定めるものといたします。

以上

- (注1) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券 等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、 その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しない と当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途 定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 原則として、公開買付けによって当社が発行者 (注2) 27条の 2第 1項に定義されます。 以下、本注記において同 、本注記において同じとし (同法第27条の2第1項に定義されます。 、告を行なった者で、当該買付け 施行令第7条第1項に定める場 当該買付け等の後におけるその者の所有 同法施行令第 を含みます。 に係る株券 に準ずるものとして 券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になる者(当社取 締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、 券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が 認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、 特定大量買付け者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- (注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と 共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者 として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の 方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいい ます。
- 具体的には(x)買付け者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止もしくは撤 (注4) 回または爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、 買付け者等その他の特定買付 け者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ (y) 買付け 者等の株券等保有割合(ただし、株券等保有割 合の計算にあたっては、 等についても 当該買付け者等の共同保有者 特定買付け者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されて いないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合 等株券等保有割合」 といいます。 が(i)当該買付け等の前における特定買 付け者等株券等保有割合 、または(ii)20%のいずれか低い方を下回 っている場合は、 分を行なった買付け者等その他の特定買付け者等は、 当該処分がなされた株式の数に相当す る株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付 け者等による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会 が定めるものとします。

別紙4.

本ルールに係る手続の流れ



- (注) 1. 上記フローチャートはあくまで本ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本ルールの詳細内容については本文をご覧下さい。
 - 2. 当社取締役会および企業価値評価委員会は、上記各プロセスに関する所定の情報のうち適切と判断する事項および株主の皆様に対する情報提供として重要であると判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

M E M O

M E M O

MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



- ご注意
- JR西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「--→」のとおりです。 (所要時間約8分)
- 2. JR西大路駅を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
- 3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

